

健衛発0517第1号

平成23年5月17日

各生活衛生同業組合連合会代表者 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

振興計画を未作成の生活衛生同業組合に対する指導について

厚生労働省では、生活衛生関係営業の営業者が衛生規制を遵守しつつ、現下の諸課題に適切に対応することにより、経営の安定・改善を図り、もって国民生活の向上に資することを目的として、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和23年6月法律第164号）に基づいて業種毎に振興指針を策定しています。

現在、多くの生活衛生同業組合（以下「組合」という。）に当該振興指針に基づいた振興計画を作成していただいておりますが、依然として振興計画を作成していない組合も見受けられます（別添参考を参照）。振興計画が作成されていない場合、営業者の営業の振興が計画的に推進されず、加えて、当該営業者は株式会社日本政策金融公庫からの貸付に有利な条件が適用されず、また、振興事業に基づいて整備する共同施設について特別償却が認められないこととなります。

貴連合会におかれては、傘下組合で振興計画を未作成の組合に対して、速やかに振興計画が作成されるようご指導いただきたくお願い申し上げます。

(参考) 振興計画を未作成の組合の都道府県別・業種別一覧

平成23年4月1日現在

	県名	業種
東北	青森県	公衆浴場業
	岩手県	公衆浴場業
	秋田県	飲食店営業(中華料理業)
	山形県	興行場営業
関東信	茨城県	興行場営業
	群馬県	興行場営業
		公衆浴場業
	埼玉県	公衆浴場業
	千葉県	公衆浴場業
新潟県	興行場営業	
東海北	富山県	興行場営業
	石川県	飲食店営業(料理業)
		興行場営業
		氷雪販売業
近畿	福井県	興行場営業
		公衆浴場業
		氷雪販売業
関東信	長野県	公衆浴場業
東海北	岐阜県	公衆浴場業
	静岡県	興行場営業
		公衆浴場業
三重県	興行場営業	
近畿	滋賀県	興行場営業
		公衆浴場業
	和歌山県	興行場営業
		公衆浴場業
中国	鳥取県	興行場営業
	島根県	興行場営業
	岡山県	公衆浴場業
	広島県	公衆浴場業
四国	高知県	興行場営業
九州	福岡県	公衆浴場業
		氷雪販売業
	佐賀県	公衆浴場業
	長崎県	興行場営業
		公衆浴場業
氷雪販売業		

	県名	業種
九州	熊本県	興行場営業
		公衆浴場業
	大分県	飲食店営業(すし店)
		飲食店営業(社交業)
		興行場営業
		公衆浴場業
	宮崎県	飲食店営業(料理業)
		興行場営業
		公衆浴場業
	鹿児島県	興行場営業
		公衆浴場業
沖縄県	飲食店営業(すし店)	
	公衆浴場業	

※休眠組合は除いてあります。